

記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

2023年3月17日

「導入までに準備・対応を完了できる見込」は課税事業者9割、免税事業者4割制度導入後の方針を取引先と「何の連絡・取り決めもしていない」課税事業者が半数以上 ペインボイス対応に係るアンケート調査~

【問合先】大阪商工会議所

総務企画部 企画広報室(富田・藤田) TEL:06-6944-6304

<調査概要>

○ 調査目的 :会員のインボイス制度(※)への対応状況を把握し、政府への要望はじめ今後

の事業の基礎資料とするため。

○ 調査期間 : 2023年2月9日(木)~24日(金)

○ 調査対象 : 大阪商工会議所会員・大阪府下事業者 1, 145社

○ 調査方法 : ファクシミリ・メールによる調査票の発送・回収、本会議所相談窓口での事業

者への協力依頼・回収

○ 有効回答数 : 3 3 4 社 (有効回答率 2 9. 2%)

調査結果のポイント

1. インボイス制度導入(2023年10月)に向けた準備状況

【表1】

- 課税事業者の約9割は「導入までに準備・対応を完了できる見込」。
- **免税事業者は導入までに準備・対応を「完了できるか不明」「できない見込み」が4割弱**。「完了できる見込」は4割台前半にとどまる。
- **2. インボイス制度に係る取引相手との現時点でのやりとり** 【表3-2】【表4-1】
- 取引相手と「特に何の連絡・取り決めもしていない」は課税事業者の半数以上、免税事業者の3社に2社。
- 3. 課税事業者のインボイス導入後の免税事業者との取引方針

【表3-3】

- インボイス導入後の免税事業者との取引について、**課税事業者の約4割が「未定(6年間の 仕入税額控除経過中に検討する)**」。
- 免税事業者との取引を何らかの形で見直す課税事業者は2割、製造業で3割超。
- 4. 免税事業者のインボイス導入に向けた対応方針

【表4-2】

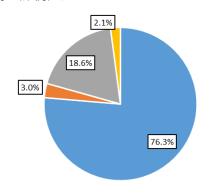
○ インボイス導入後、「**取引への影響を鑑み、免税事業者からインボイス発行可能な課税事業** 者に変更する」が3割台前半で最多。

※インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

- ・ 消費税の仕入税額控除の方式として2023年10月1日に新たに導入される制度。
- ・ <u>インボイス(適格請求書)は</u>登録申請手続きを行い、税務署長の登録を受けた<u>「適格請求書発行事業者」だけが発行</u>できる。同制度導入後、<u>免税事業者からの仕入れは原則仕入税額控除ができなくなる</u>。なお、経過措置として2029年9月末までは免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合が控除できるほか、免税事業者が課税事業者になる場合には2026年9月末まで消費税納税額が売上税額の2割に免除される。

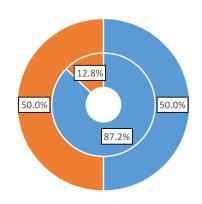
<回答企業の属性>

消費税の課税区分



本則課税事業者 ■簡易課税事業者 ■ 免税事業者 ■ 不明・その他

取引形態(外円:免税事業者、内円:課税事業者)



■主として対事業者取引(BtoB) ■主として対消費者取引(BtoC)

<調査結果>

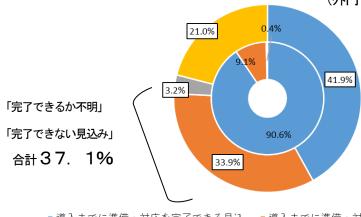
1. インボイス制度導入(2023年10月)に向けた準備状況

【表 1/単数回答】

~免税事業者の4割弱は「導入までに準備・対応を完了できるか不明」「完了できない見込」

- 課税事業者の約9割(90.6%)が「導入までに準備・対応を完了できる見込」である一方、免税事業者では4割台前半(41.9%)に留まる。
- また、免税事業者は**導入までに準備・対応を「完了できるか不明」「できない見込」とする回答が4割弱(37.1%)**。
- 回答企業全体では、約8割(79.9%)が「導入までに準備・対応を完了できる見込」。
- 「準備・対応を完了できる見込」とする課税事業者の割合(90.6%)は、2022年5 月時点の調査(76.2%)から増加。【参考1】

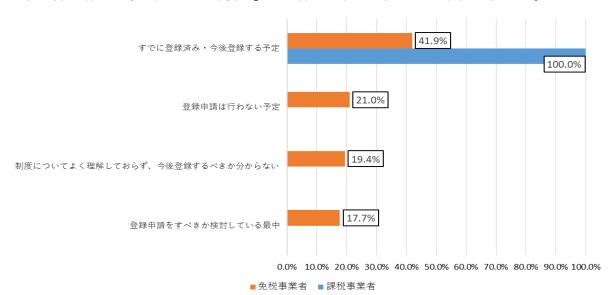
(外円:免税事業者、内円:課税事業者)



- 導入までに準備・対応を完了できる見込 導入までに準備・対応を完了できるか不明
- 導入までに準備・対応を完了できない見込 インボイス制度には対応しない予定

2. インボイス発行に必要な「適格請求書発行事業者」への登録申請状況 【表2/単数回答】 ~全体では「すでに登録済み・今後登録する予定」の企業が9割弱

- 「適格請求書発行事業者」への登録申請状況については、課税事業者では全企業が「すでに 登録済み・今後登録する予定」と回答。
- 免税事業者は多い順に「すでに登録済み・今後登録する予定」(41.9%)、「登録申請は行 わない予定」(21.0%)。また、「インボイス制度についてよく理解しておらず、今後登録 するべきか分からない」(19.4%)、「登録申請をすべきか検討している最中」(17.7%) との回答もそれぞれ2割弱。
- 回答企業全体では、「すでに登録済み」が全体の9割弱(88.3%)を占める。



3. 〈課税事業者への設問〉

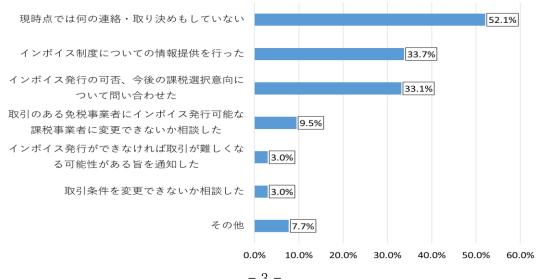
3-1. 現時点での免税事業者との取引

【表3-1/単数回答】

~「免税事業者との取引あり」とする企業は6割台前半(63.8%)

3-2. 取引のある免税事業者との現時点でのやり取りについて 【表3-2/複数回答】 ~半数以上(52.1%)の課税事業者は「現時点では何の連絡・取り決めもしていない」

- 取引のある免税事業者とのやり取りについて、「現時点では何の連絡・取り決めもしていない」 とする回答が最多(52.1%)。2022年5月時点の調査(83.2%)からは減少。【参考2】
- 次いで「インボイス制度についての情報提供を行った」(33.7%)、「インボイス発行の可 否、今後の課税選択意向について問い合わせた」(33.1%)。

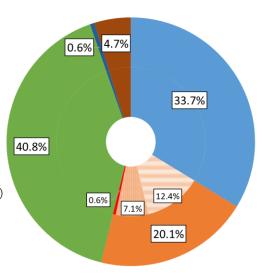


3-3. インボイス制度導入後の免税事業者との取引方針(予定)について【表3-3/単数回答】 ~ 「未定(6年間の仕入税額控除経過措置中に検討する)」が最多で約4割(40.8%)

- インボイス制度導入後の免税事業者との取引方針は、「未定(6年間の仕入税額控除経過措置中に検討する)」(40.8%)が最多、次いで「特に大きな影響・変化はない」(33.7%)。
- 免税事業者との取引を何らかの形で見直す(*)と回答した企業は約2割(20.1%)。業種別では製造業の約3割(31.7%)が、取引を見直すと回答。
 - * 「免税事業者との取引条件を変更する」、「免税事業者との取引を減らす(社数・取引数量等)」、「全て の免税事業者との取引をやめる」の合計

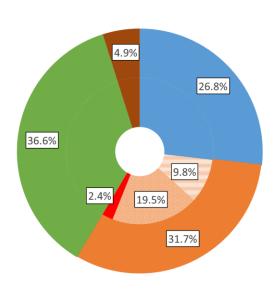
免税事業者との取引方針

- ■特に大きな影響・変化はない
- ■免税事業者との取引に影響あり
- ■免税事業者との取引条件を変更する
- 免税事業者との取引を減らす(社数・取引数量等)
- ■全ての免税事業者との取引をやめる
- ■未定(6年間の仕入税額控除経過措置中に検討する)
- ■そもそもの制度を理解していない
- ■その他



免税事業者との取引方針(製造業)

- ■特に大きな影響・変化はない
- ■免税事業者との取引に影響あり
- ■免税事業者との取引条件を変更する
- ■免税事業者との取引を減らす(社数・取引数量等)
- ■全ての免税事業者との取引をやめる
- ■未定(6年間の仕入税額控除経過措置中に検討する)
- ■そもそもの制度を理解していない
- ■その他



<課税事業者の声>

● 自社の対応について

- ・ すでに適格請求書発行事業者の申請を完了し、手元に適格請求書発行事業者の登録番号も 到着しているが、適格請求書の作成にはシステムの組み換えをしなければならず、まだ着 手していない。現在の請求書は自社システムを使用しており、制度の導入までに修正が必 要だが、どの程度の修正になるか、まだ把握しきれておらず、懸念事項となっている。(卸 売業(食料・飲料品))
- ・ <u>取引先への案内通知等、いつまでに何をすべきか決めかねており、他社の進捗等を知りたい。</u>(その他(電気機械器具修理業等))

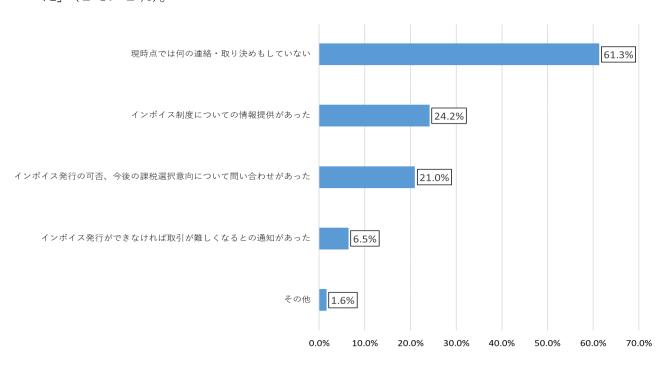
● 免税事業者との取引について

- ・ 取引相手には少数ながらも免税事業者がいるため、4月に課税区分や今後の方針等をアンケートで確認する予定。その際、インボイス発行の可否等についても協議したいが、言い方によっては下請法等に抵触する可能性があると聞いており、注意が必要。インボイス導入後、一部仕入税額控除が認められる経過措置はありがたいが、年を追って控除率が低減するのは、取引条件を決める場合等に却ってややこしい面もある。(小売業(企画・製作・販売))
- ・ 取引先の免税事業者に対してはインボイス対応可否の照会ならびにインボイス発行ができない場合に取引が難しくなる旨を通知した。取引先の対応はそれぞれであるが、特に高齢の経営者はインボイス制度に対応しないところもある。また、コロナ禍で廃業も視野に入れていた取引先の中にはインボイス導入を契機に具体的に廃業の検討を始めたところもある。(製造業(建築材料))
- ・ 取引先に適格請求書発行事業者の登録番号の確認を行ったところ、<u>制度を理解していない</u> 会社が多数あった。まだまだ免税事業者にインボイス制度が浸透していない。(卸売業(外 衣・シャツ))
- ・ 免税事業者に対してはインボイス制度についての情報提供を行った段階。既存の取引相手 とは今後相談が必要であると考えている。今後、新規の取引では、免税事業者をなるべく 避ける等、免税事業者との取引を何らか制限する可能性がある。(製造業(電気計測器))
- ・ 取引先の免税事業者は、<u>インボイス制度導入を機に法人はほぼ全社、個人も少なくとも半数が課税事業者に変更する見込み</u>。しばらくは経過措置で一部仕入税額控除ができるとはいえ、<u>相見積もり等の段階で必然的にコストアップとなるため、免税事業者との取引が減る可能性はある</u>。インボイス制度導入がもたらす取引面への影響は、消費税導入時に免税事業者という区分を設けた政府の責任である。(卸売業(繊維品))
- ・ 当社顧客は小規模事業者が多く、多くの相談を受けている。<u>特に飲食店等に酒類や食品等</u>を納品している事業者からは、個々の取引によって保存すべき「適格請求書」が納品書や 領収書となるケースもあり、非常に煩雑で事務コストが大きいという声が出ている。電子 帳簿保存法含め、コロナ禍から回復したとは言い難い段階で、複雑かつ煩雑な制度を中小 企業に課すのは理解に苦しむ。(卸売業(書籍・文房具小売業))

4. 〈免税事業者への設問〉

4-1.取引のある課税事業者との現時点でのやり取りについて 【表4-1/複数回答】

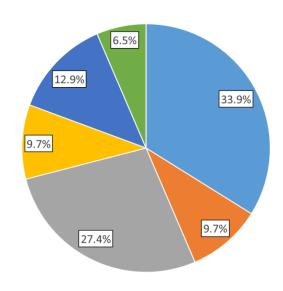
- ~「現時点では何の連絡・取り決めもしていない」が6割超(61.3%)で最多
- 取引のある課税事業者とのやり取りは、「現時点では何の連絡・取り決めもしていない」とす る回答が6割超(61.3%)で最多。次いで、「インボイス制度についての情報提供があっ た (24.2%)。



4-2. 免税事業者のインボイス導入に向けた対応方針(予定)

【表4-2/単数回答】

- ~ 「免税事業者からインボイス発行可能な課税事業者に変更する」が3割台前半で最多
- インボイス導入に向けた対応方針については**、「取引への影響を鑑み、免税事業者からイン** ボイス発行可能な課税事業者に変更する」が3割台前半(33.9%)で最多、次いで「税 理士等専門家や支援機関に相談して決める」(27.4%)。
 - ■取引への影響を鑑み、免税事業者からインボ イス発行可能な課税事業者に変更する
 - ■取引先からの要請があれば課税事業者に変更 する
 - ■税理士等専門家や支援機関に相談して決める
 - ■インボイスが導入されても特に自社取引には 影響がないため対応しない
 - ■未定
 - ■そもそもの制度を理解していない



<免税事業者の声>

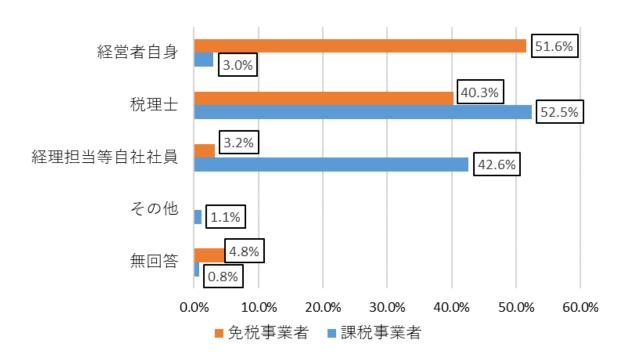
- ・ 足もとでは取引相手から適格請求書発行事業者の登録番号についての問い合わせがある 等、各種問い合わせや情報提供を受けている。取引相手への影響を鑑みるとインボイス制 度の導入に伴い課税事業者に変更せざるを得ないと考え、手続きを準備している。収益は 悪化するが、インボイス発行できないがために取引排除される可能性を考えるとやむを得 ない。(製造業(事務用品))
- ・ 取引相手との相談の結果、免税事業者から簡易課税事業者に課税区分を変更する予定。<u>コロナ禍で売上が戻らない中、当社が原材料に利用している銅の値上がりも深刻で、この状況において課税事業者になることは収益力の悪化等、経営面への打撃を懸念</u>。(製造業(おろし金))
- ・ 当社の販売先は一般消費者がメインではあるが、税理士からインボイス制度の概要を聞き、 念のため課税事業者に変更しようと考えている。同制度にどう対応すべきか分かっていないため、基本的には税理士の言う通りにしたい。(小売業(洋菓子))
- ・ 創業したばかりで、<u>事業も会計処理等も全て自分(個人事業主)で行っている。正式な顧問税理士等もいない中で、インボイス対応にまで気も手も回らない。負担が大きく、インボイス制度導入直前のタイミングで創業しない方が良かったとすら思う。(サービス業(デザイン))</u>

5. 税務会計の処理者

【表5/単数回答】

~免税事業者の過半数(51.6%)は経営者自身で税務会計を処理

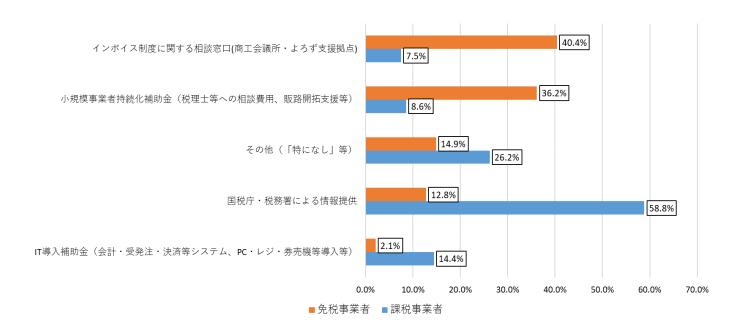
○ 課税事業者では、主な税務会計の処理者は「税理士」(52.5%)、「経理担当等自社社員」 (42.6%)であるのに対して、免税事業者の半数以上(51.6%)は「経営者自身」 となっている。



6. インボイス制度対応に向けた政府等の支援策で活用したもの(予定含む)【表6/複数回答】

~課税事業者は「国税庁・税務署による情報提供」、免税事業者は「インボイス制度に関する相 談窓口」を活用

- 課税事業者は「国税庁・税務署による情報提供」(58.8%)の活用が最多。
- 免税事業者は「インボイス制度による相談窓口(商工会議所・よろず支援拠点)」(40.4%) が最多。*商工会議所の相談窓口に来訪した免税事業者に対してアンケートを実施したことが関係している可能性がある。
- 「国税庁・税務署による情報提供」(12.8%) は免税事業者と課税事業者との間の格差が大きい。



<添付資料>

資料: 「インボイス対応に係るアンケート調査」集計結果

「インボイス対応に係るアンケート調査」 集計結果

《調査概要》

○ 調 査 時 期: 2023年2月9日(木)~2月24日(金) ○ 有効回答数: 334 社 ○ 送 付 件 数: 1,145 社 ○ 回 答 率: 29.2 %

《 回答企業の属性 》

【資本金】

5千万円以下	75.1%	(251)
5千万円超~1億円以下	9.0%	(30)
1億円超~3億円以下	2.1%	(7)
3億円超	13.8%	(46)

【業種】

製造業	20.4%	(68)
非製造業	79.6%	(266)

【消費税の課税選択】

		全 体	5千万円 以下	5千万円超~ 1億円以下	1億円超~ 3億円以下	3億円超	製造業	非製造業
(1)	本則課税事業者 *1	76.3%	68.5%	100.0%	100.0%	100.0%	85.3%	74.1%
U)	本則訴仇事未行 * 1	(255)	(172)	(30)	(7)	(46)	(58)	(197)
(2)	簡易課税事業者 *2	3.0%	4.0%	-	-	-	1.5%	3.4%
(2)	間勿味悦事未白 *2	(10)	(10)	(-)	(-)	(-)	(1)	(9)
3	免税事業者 *3	18.6%	24.7%	-	-	_	11.8%	20.3%
3	光悦争未名 ₹3	(62)	(62)	(-)	(-)	(-)	(8)	(54)
(4)	不明・その他	2.1%	2.8%	-	-	_	1.5%	2.3%
4	不明・その他	(7)	(7)	(-)	(-)	(-)	(1)	(6)
	A =1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	合 計	(334)	(251)	(30)	(7)	(46)	(68)	(266)

^{*1 「}売り上げに係る消費税」から実際の「仕入にかかる消費税」を差し引く消費税本来の原則的な計算方法を採る事業者。

【取引形態】

	取引形態	全体			
	れている感	土件	課税事業者	免税事業者	不明・その他
①	主として対事業者取引(BtoB)	79.6%	87.2%	50.0%	57.1%
U	土として対争未有収引(Dt0D)	(266)	(231)	(31)	(4)
②	主として対消費者取引(BtoC)	20.4%	12.8%	50.0%	42.9%
2	土として対消責有収引(Dt00)	(68)	(34)	(31)	(3)
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	□ aT	(334)	(265)	(62)	(7)

表1 インボイス制度導入(2023年10月)に向けた準備状況について (単数回答)

	準備状況	全体			
	华 彌 仏 龙	土 14	課税事業者	免税事業者	不明・その他
1	導入までに準備・対応を完了できる見込	79.9%	90.6%	41.9%	14.3%
•	等人ないに牛佣 対心を光 」 ここの光点	(267)	(240)	(26)	(1)
(2)	導入までに準備・対応を完了できるか不明	14.4%	9.1%	33.9%	42.9%
2	(2) 学人までに卒哺・対応を元」できるが不明	(48)	(24)	(21)	(3)
(3)	導入までに準備・対応を完了できない見込	0.9%	0.4%	3.2%	-
3	等八よりに年間・対応を元」 くさない元点	(3)	(1)	(2)	(-)
(4)	インボイス制度には対応しない予定	4.8%	-	21.0%	42.9%
4	インハイへ削及には対心しない。アを	(16)	(-)	(13)	(3)
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	口前	(334)	(265)	(62)	(7)

※【参考1】 課税事業者の準備状況(2022年5月調査との比較)

	準備状況	2022年5月調査	2023年2月調査
1	導入までに準備・対応を完了できる見込	76.2%	90.6%
2	導入までに準備・対応を完了できるか不明	21.4%	9.1%
3	導入までに準備・対応を完了できない見込み	1.0%	0.4%
4	その他	1.5%	
	合計	100.0%	100.0%

1

^{*2 「}売上に係る消費税」に「みなし仕入率」という一定割合を掛けたものを自社が支払った消費税と見なして、「売上に係る消費税」から控除できる方法を採る事業者。中小事業者の事務負担を軽減するために設けられた特例制度。課税売上高5.000万円以下の事業者が選択できる。

^{*3} 課税売上高1,000万円以下等で、納税事務負担に配慮して消費税の納税義務を免除される事業者。

表2 インボイス発行に必要な「適格請求書発行事業者」への登録申請状況について(単数回答)

	登録申請状況	全 体			
	豆螺甲硝狄ル	土件	課税事業者	免税事業者	不明・その他
1	すでに登録済み・今後登録する予定	88.3%	100.0%	41.9%	41.9%
U)	9 CIC豆蝌계05-710豆蝌9の17足	(295)	(265)	(26)	(4)
(2)	登録申請をすべきか検討している最中	3.3%	-	17.7%	_
•	豆塚千明とすべこが 大引している 取中	(11)	(-)	(11)	(-)
(3)	登録申請は行わない予定	4.5%	-	21.0%	28.6%
3	豆球中間は111/ない。	(15)	(-)	(13)	(2)
4)	インボイス制度についてよく理解しておら	3.9%	-	19.4%	14.3%
•	ず、今後登録するべきか分からない	(13)	(-)	(12)	(1)
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	口前	(334)	(265)	(62)	(7)

《 課税事業者のみ 》

表3-1 免税事業者との取引について(単数回答)

	免税事業者との取引状況	全 体	5千万円 以下	5千万円超~ 1億円以下	1億円超~ 3億円以下	3億円超	製造業	非製造業
(1)	 免税事業者との取引あり	63.8%	53.8%	73.3%	100.0%	91.3%	69.5%	62.1%
0	元が事業自己の扱うのう	(169)	(98)	(22)	(7)	(42)	(41)	(128)
(2)	免税事業者との取引なし	23.4%	30.8%	20.0%	-	-	22.0%	23.8%
(2)	光代事業有との取引なし	(62)	(56)	(6)	(-)	(-)	(13)	(49)
(3)	自社が簡易課税でインボイスの影響なし	3.8%	5.5%	-	-	-	1.7%	4.4%
3	日位が間勿味悦でインハイスの影音なし	(10)	(10)	(-)	(-)	(-)	(1)	(9)
(4)	不明・把握していない	9.1%	9.9%	6.7%	-	8.7%	6.8%	9.7%
4	一个明・把握していない	(24)	(18)	(2)	(-)	(4)	(4)	(20)
	A=1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	(265)	(182)	(30)	(7)	(46)	(59)	(206)

表3-2 取引のある免税事業者との現時点でのやり取りについて(複数回答)

	取引のある免税事業者とのやり取り	全 体	5千万円 以下	5千万円超~ 1億円以下	1億円超~ 3億円以下	3億円超	製造業	非製造業
(1)	インボイス制度についての情報提供を	33.7%	37.8%	40.9%	42.9%	19.0%	31.7%	34.4%
•	行った	(57)	(37)	(9)	(3)	(8)	(13)	(44)
(2)	インボイス発行の可否、今後の課税選択	33.1%	32.7%	40.9%	42.9%	28.6%	34.1%	32.8%
	意向について問い合わせた	(56)	(32)	(9)	(3)	(12)	(14)	(42)
(3)	取引のある免税事業者にインボイス発行可	9.5%	11.2%	18.2%	-	2.4%	9.8%	9.4%
3	能な課税事業者に変更できないか相談した	(16)	(11)	(4)	(-)	(1)	(4)	(12)
(4)	取引条件を変更できないか相談した	3.0%	4.1%	4.5%	-	-	4.9%	2.3%
4	取引未付を変更できないが相談した	(5)	(4)	(1)	(-)	(-)	(2)	(3)
(5)	インボイス発行ができなければ取引が難	3.0%	3.1%	9.1%	-	-	2.4%	3.1%
9	しくなる可能性がある旨を通知した	(5)	(3)	(2)	(-)	(-)	(1)	(4)
6	現時点では何の連絡・取り決めもしてい	52.1%	51.0%	50.0%	57.1%	54.8%	46.3%	53.9%
0	ない	(88)	(50)	(11)	(4)	(23)	(19)	(69)
(7)	その他	7.7%	3.1%	4.5%	14.3%	19.0%	12.2%	6.3%
ω	COLE	(13)	(3)	(1)	(1)	(8)	(5)	(8)
	合計	-	-	-	-	-	-	-
	ΠāT	(169)	(98)	(22)	(7)	(42)	(41)	(128)

※【参考2】 取引のある免税事業者とのやり取りについて(2022年5月調査との比較)

	取引のある免税事業者とのやり取り	2022年5月調査	2023年2月調査
1	インボイス制度についての情報提供を行った	7.9%	33.7%
	インボイス発行の可否、今後の課税選択意向について 問い合わせた	3.0%	33.1%
	取引のある免税事業者にインボイス発行可能な課税事業者に変更できないか相談した	1.0%	9.5%
•	取引条件を変更できないか相談した		3.0%
	インボイス発行ができなければ取引が難しくなる可能性 がある旨を通知した	1.0%	3.0%
6	現時点では何の連絡・取り決めもしていない	83.2%	52.1%
7	その他		7.7%
	合計	100.0%	-

表3-3 インボイス制度導入後の免税事業者との取引方針(予定)について(単数回答) ※「免税事業者との取引あり」の回答企業対象

		A #						
		全 体	5千万円 以下	5千万円超~ 1億円以下	1億円超~ 3億円以下	3億円超	製造業	非製造業
1	特に大きな影響・変化はない	33.7%	27.6%	27.3%	57.1%	47.6%	26.8%	35.9%
•	付に入るな影音・変化はない	(57)	(27)	(6)	(4)	(20)	(11)	(46)
(2)	免税事業者との取引条件を変更する	12.4%	17.3%	13.6%	0	2.4%	9.8%	13.3%
2	元仇事未有この取引未行を変更する	(21)	(17)	(3)	(0)	(1)	(4)	(17)
(3)	免税事業者との取引を減らす(社数・取	7.1%	8.2%	9.1%	0	4.8%	19.5%	3.1%
3	引数量等)	(12)	(8)	(2)	(0)	(2)	(8)	(4)
(4)	全ての免税事業者との取引をやめる	0.6%	1.0%	0.0%	0	-	2.4%	-
•		(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
Q 163	+④ 免税事業者との取引に影響あり	20.1%	26.5%	22.7%	0.0%	7.1%	31.7%	16.4%
<u>ک</u> ارتی	川山 元仇事未有との収引に影音の9	(34)	(26)	(5)	(0)	(3)	(13)	(21)
(5)	未定(6年間の仕入税額控除経過措置中	40.8%	41.8%	50.0%	42.9%	33.3%	36.6%	42.2%
9	に検討する)	(69)	(41)	(11)	(3)	(14)	(15)	(54)
6	そもそもの制度を理解していない	0.6%	1.0%	_	-	1	-	0.8%
0	ともともの耐及を理解していない	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)
(7)	その他	4.7%	3.1%	-	-	11.9%	4.9%	4.7%
ω	て の 担	(8)	(3)	(-)	(-)	(5)	(2)	(6)
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	□āT	(169)	(98)	(22)	(7)	(42)	(41)	(128)

《 免税事業者のみ 》

表4 現時点で「免税事業者」(表「消費税の課税選択」で「③免税事業者」)の回答企業を対象

表4-1 取引のある課税事業者とのやり取りについて (複数回答)

		全体			
		土 14	5千万円以下	製造業	非製造業
1	インボイス制度についての情報提供が	24.2%	24.2%	37.5%	22.2%
	あった	(15)	(15)	(3)	(12)
②	インボイス発行の可否、今後の課税選択	21.0%	21.0%	12.5%	22.2%
(2)	意向について問い合わせがあった	(13)	(13)	(1)	(12)
(3)	インボイス発行ができなければ取引が難 しくなるとの通知があった	6.5%	6.5%	-	7.4%
3		(4)	(4)	(-)	(4)
(4)	現時点では何の連絡・取り決めもしてい	61.3%	61.3%	62.5%	61.1%
4	ない	(38)	(38)	(5)	(33)
(5)	その他	1.6%	1.6%	12.5%	_
9	その1世	100.0%	100.0%	100.0%	(-)
	合 計	-	_	-	_
	□ ĀT	62	62	8	54

表4-2 インボイス導入に向けた対応方針(予定)について (単数回答)

		全 体			
		土 14	5千万円以下	製造業	非製造業
1	取引への影響を鑑み、免税事業者からインボイス発行可能な課税事業者に変更する	33.9%	33.9%	50.0%	31.5%
		(21)	(21)	(4)	(17)
2	取引先からの要請があれば課税事業者 に変更する	9.7%	9.7%	-	11.1%
		(6)	(6)	(-)	(6)
(3)	税理士等専門家や支援機関に相談して 決める	27.4%	27.4%	12.5%	29.6%
9		(17)	(17)	(1)	(16)
4	インボイスが導入されても特に自社取引 には影響がないため対応しない	9.7%	9.7%	12.5%	9.3%
		(6)	(6)	(1)	(5)
(5)	未定	12.9%	12.9%	25.0%	11.1%
9		(8)	(8)	(2)	(6)
6	そもそもの制度を理解していない	6.5%	6.5%	-	7.4%
0		(4)	(4)	(-)	(4)
7	その他	_	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		(62)	(62)	(8)	(54)

表5 税務会計の処理者について (単数回答)

	税務会計の処理者	全 体			
	1九分云山 00 处理有		課税事業者	免税事業者	不明・その他
1	税理士	50.3%	52.5%	40.3%	57.1%
		(168)	(139)	(25)	(4)
(2)	経理担当等自社社員	34.4%	42.6%	3.2%	-
2		(115)	(113)	(2)	(-)
3	経営者自身	12.9%	3.0%	51.6%	42.9%
3		(43)	(8)	(32)	(3)
(4)	その他	0.9%	1.1%	-	-
4		(3)	(3)	(-)	(-)
	無回答	1.5%	0.8%	4.8%	-
		(5)	(2)	(3)	(-)
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		(334)	(265)	(62)	(7)

表6 インボイス制度対応に向けた政府等の支援策で活用した(予定含む)もの (複数回答)

	活用した支援策	全 体			
	カ州した文仮東		課税事業者	免税事業者	不明・その他
1	IT導入補助金(会計・受発注・決済等システム、PC・レジ・券売機等導入等)	11.8%	14.4%	2.1%	-
0		(28)	(27)	(1)	(-)
②	小規模事業者持続化補助金(税理士等 への相談費用、販路開拓支援等)	13.9%	8.6%	36.2%	-
2		(33)	(16)	(17)	(-)
(3)	インボイス制度に関する相談窓口(商工会議所・よろず支援拠点)	14.7%	7.5%	40.4%	50.0%
9		(35)	(14)	(19)	(2)
(4)	国税庁・税務署による情報提供	48.7%	58.8%	12.8%	-
•		(116)	(110)	(6)	(-)
(5)	その他(「特になし」等)	24.4%	26.2%	14.9%	50.0%
9		(58)	(49)	(7)	(2)
	合計 ※「無回答」を除く	-	-	-	_
		(238)	(187)	(47)	(4)
	無回答	-	-	-	_
		(96)	(78)	(15)	(3)